

【韓国】 憲法裁判所が統合進歩党の解散を決定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2013年11月5日に政府が請求した統合進歩党の解散審判(2013 헌다 1)に対し、2014年12月19日、憲法裁判所は同党の解散及び同党所属国会議員の議員資格喪失を決定した。

1 背景及び経緯

政党の目的や活動が民主的基本秩序に違背する場合、政府が憲法裁判所にその解散を請求することができる(大韓民国憲法第8条第4項)。

今回の政府による政党解散審判請求の直接の引き金となったのは、2013年9月、野党統合進歩党(2011年12月設立)所属の国会議員であった李石基(イ・ソッキ)氏等が逮捕された事件(以下「李石基事件」)である。李石基氏は、2013年5月に開催された同党内のRO(Revolutionary Organization)と呼ばれる秘密組織の会合において、北朝鮮の動きに呼応して韓国の基幹施設を破壊する等の謀議を行った疑いがもたれ、内乱陰謀、内乱扇動及び国家保安法違反により、2014年2月17日の第1審で懲役12年、同年8月11日の控訴審で懲役9年の判決を受けた(控訴審判決ではROの実体を認めず内乱陰謀については無罪)。政府は李石基氏逮捕直後に法務部(法務省に相当)に「違憲政党・団体関連対策タスクフォース」を設置し、2013年11月5日、国务会議(閣議に相当)の議決を経て、憲政史上初の政党解散審判を憲法裁判所に請求した。

18回に及ぶ口頭弁論を経て2014年12月19日、憲法裁判所は9人の裁判官の意見(認容8人、棄却1人。認容6人以上で解散)により、同党の解散及び同党所属国会議員5人(選挙区3人及び李石基氏を含む比例代表2人)全員の議員資格喪失を決定した。

2 決定理由

憲法裁判所は政党解散審判を行うに当たって、①政党の目的や活動のうち、いずれか一つでも民主的基本秩序に違背していなければならないこと、②民主的基本秩序に違背する場合とは、政党の目的や活動が民主的基本秩序に対して実質的害悪を及ぼし得る具体的危険性をもたらす場合であること、③政党解散は政党活動の自由に対する根本的な制限となるため、大韓民国憲法第37条第2項で定める比例原則(目的に見合った手段を講じ、制限を必要最小限に抑える原則)を遵守すべきこと等を確認した。

朴漢徹(パク・ハンチョル)憲法裁判所長を含む裁判官8人の認容意見は、李石基事件の会合が統合進歩党の主導勢力により開催された点、同会合を主導した李石基氏の地位、李石基事件に対する同党の擁護的・庇護的態度等を総合し、同会合は同党の活動に帰属すると認定した。また認容意見は、同党が北朝鮮式社会主義の実現という隠れた目的を有しており、同党の真の目的やそれに基づいた活動(李石基事件等)は具体的危険性をもたらし、民主的基本秩序に違背すると認定するとともに、当該具体

的危険性の除去のためには同党を解散するほかなく、比例原則にも反しないと結論付けた。さらに認容意見は、所属国会議員の議員資格を維持した場合、政党解散決定の実効性を確保できないとして、同党所属国会議員5人全員の議員資格喪失を決定した。

3 反対理由

9人の裁判官の中で唯一、金二洙(キム・イス)裁判官が統合進歩党の解散に反対し、棄却意見を述べた。金二洙裁判官は、同党の綱領にある「進歩的民主主義」の具体的な内容は、広義の社会主義理念と評価し得るものの、民主的基本秩序に違背する内容を含んでおらず、李石基事件のような活動は同党全体の基本路線に反するものであって、一部党員の逸脱行為を同党全体の責任と見ることはできないとして、同党の目的及び活動のいずれも民主的基本秩序に違背しないと述べた。

また、金二洙裁判官は、強制的な政党解散は、民主体制の最も重要な要素である政党の自由及び政治的結社の自由に対する重大な制約をもたらすものであり、たとえ政党解散制度の必要性が認められるとしても、政党解散は原則的に政治的公論(選挙等)の場にゆだねるのが適切であり、同党の解散は比例原則を遵守していないと述べた。

4 解散決定後の動き

今回の政党解散審判請求に対する決定は、当初、李石基事件の上告審判決後になるとの見方もあったが、先に憲法裁判所の判断が示された。解散決定が上告審に影響を与える可能性が取り沙汰されたが、2015年1月22日、大法院(最高裁判所に相当)は控訴審判決同様ROの実体を認めず、内乱陰謀については無罪として上告を棄却した。

今回の審判請求では、同党所属の地方議会議員の議員資格喪失は審判対象になっておらず、憲法裁判所が判断を下さなかったため、2014年12月22日、中央選挙管理委員会が公職選挙法第192条第4項を有権解釈し、比例代表選出議員に限り解散決定の宣告時から退職させる決定を行った。選挙区選出議員は無所属で議員活動を継続する。

国会議員資格を喪失した5人は2015年1月6日、議員資格の喪失は法的根拠がないとして、中央選挙管理委員会に対し地位の確認を求める訴訟をソウル行政法院(行政裁判所に相当)に提起した。失職した地方議会議員も法的対応に乗り出している。

なお、憲法裁判所の決定による政党解散時の所属議員の地位については、与党セヌリ党が、所属議員の議員資格を自動的に喪失させることを明文化したり、被選挙権を一定期間制限する方向で法改正を進める方針であると報じられている。

参考文献(インターネット情報は2015年1月22日現在である。)

- ・「통합진보당 해산」 <<http://www.ccourt.go.kr/cckhome/comn/event/eventSearchTotalInfo.do?changeEventNo=2013%ED%97%8C%EB%8B%A41&viewType=3&searchType=1>>
- ・「『통합진보당』 정당해산 심판청구」 <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ListShowData.do?strNbodCd=noti0005&strWrtNo=3113&strAnsNo=A&strNbodCd=noti0005&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_30200000&strOrgGbnCd=100000&strThisPage=21&strNbodCdGbn=>>
- ・「중앙선관위, 헌법재판소의 위헌정당 해산 결정에 따라 해산된 정당 소속 비례대표지방의회의원 퇴직 결정」 <<http://www.nec.go.kr/portal/bbs/view/B0000342/24914.do?menuNo=200035>>